

中央区民設民営学童クラブ事業実施事業者募集に関する質問事項に対する回答

募集要項	内 容	回 答
1 物件について		
	事業開始する候補地、開始までの具体的かつ詳細なスケジュールとあります。候補地については、募集期間内にその場所の賃貸借契約が完了している事が前提となりますでしょうか。また契約途中であった場合いつまでに契約を完了するという期限はございますでしょうか。	募集期間内に賃貸借契約が完了している必要はありません。また、契約時期に期限は設けておりませんが、令和8年4月1日開設に向けて計画的に契約を行っていただく必要があります。
	要項「12 事業の中止又は廃止」に記載されていますが、物件が取得できなかった場合、辞退は可能でしょうか。	中央区民設民営学童クラブ募集要項「12 事業の中止又は廃止」は、中央区民設民営学童クラブ施設整備費補助金の交付決定後に事業を中止(廃止)する場合の手続きに関する記載です。 申請(応募)にあたっては、辞退の必要性が生じることのない提案内容としていただくようお願いいたします。
2 利用料金について		
	提案書 イおよびウ 習い事のプログラムのオプション、送迎、食事の提供とあります。食事の提供において学校休業日の昼食提供を保護者と提供事業者との間で配食提供契約をした場合、その代金は月額14,000円の利用料金外での対応は可能でしょうか。 また、習い事のプログラムは複数設定した場合でもこの月額利用料金14,000円内で設定する、という解釈で正しいでしょうか。	学校休業日の昼食提供について、保護者と提供事業者との間で配食提供契約をした場合、その代金を月額14,000円の利用料金に含める必要はありません。 また、習い事のプログラムについては、中央区民設民営学童クラブ募集要項「3 運営要件」の「5 付加サービス」に該当する基本サービスの上乗せとして希望者のみを対象に実施する場合は、習い事の月謝等として別途料金を設定することができます。 ただし、習い事のプログラムとして想定している事業が利用者側に選択の余地がないものである場合は、月額14,000円の利用料金に含めてください。(例:学童クラブの活動として講師を招き定期的にイベントを実施する等)
3 配置人員について		
	貴区で求める放課後支援員の配置人数(2名)を超えて、障害児受け入れ推進事業担当の1名を配置した際に対象となる補助金かと思いますが、この1名は東京都認証学童クラブの放課後支援員の配置人数(3名)にカウントすることは可能でしょうか。	障害児受入推進事業の対象となる放課後児童支援員は、東京都認証学童クラブの運営基準の職員体制と別に配置する必要があります。 具体的には、一の支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置した上で、さらに加えて配置した放課後児童支援員が対象となります。
4 開設時期について		
	要項に開設時期は令和8年4月1日、応募要件は令和8年4月1日に事業開始できると記載されていますが、物件の取得及び開設準備によって令和8年6月など期中の開設は可能でしょうか。	令和8年4月1日に事業開始ができない場合は、申請(応募)することができません。期中の開設は本件募集の対象外となります。
5 補助金について		
	「放課後児童育成事業の実施に要する経費」に、本社管理費を含めることは可能でしょうか。	「放課後児童健全育成事業の実施に要する経費」に、本社管理費を含めることはできません。